

食安輸発0821第1号
平成25年8月21日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(パラグアイ産ごまの種子及びその加工品)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年8月19日付け食安輸発0819第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、パラグアイ産ごまの種子からカルバリルを検出したことから、同通知の別表1中、

対象国 地域	製品検査の 対象食品等	条件	検査の 項目	試験品採 取の方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
パラグ アイ	ごまの種子及 びその加工品 （簡易な加工 に限る。）		カルバリ ル	別表2の3 によるこ と。	平成17年1月24日付 け食安発第0124001 号「食品に残留する 農薬、飼料添加物又 は動物用医薬品の成 分である物質の試験 法について」による こと。	基準値（0.01ppm） を超えるカルバリル が検出されるおそれ があるため。

を追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。